

<名古屋市の国民健康保険の番号（8桁）の確認箇所>

令和6年度歳入 国民健康保険料納入通知書・国民健康保険料額決定通知書

年度の期間にかかる国民健康保険料のお知らせです。

年度の期間にかかる保険料額を決定しましたのでお知らせします。
年 月 日

この通知書は、年 月 日現在で作成しています。

※表の見方
前回………この通知書以前にお知らせした額です。
今回………この通知書によりお知らせする今回決定した額です。
納付済額………年 月 日頃までの納付分です。
(経過徴収分については、納付済額に反映する勘定科目を記載します。)

※年間保険料額

前 回 (返戻前)	所得割額①	均等割額②	減額割③	その他、産前産後割額④	減免額・徴収控除額⑤	保険料額⑥※1 (①+②-③-④-⑤)	返戻1割減額⑦(⑥-⑧)
円	円	円	円	円	円	円	円
円	円	円	円	円	円	円	円

※月額額 (区分)

納付月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
前 回 (返戻前)	円	円	円	円	円	円	円
今回 (返戻後)	円	円	円	円	円	円	円
納付済額	円	円	円	円	円	円	円

※令和7年4月以降の保険料額(予定)

前 回 (返戻前)	今回 (返戻後)	納付済額
円	円	円

※保険料額算定内訳

区分	基礎となる所得割額①※2	所得割額③	均等割額②	減額割③	その他、産前産後割額④	減免額・徴収控除額⑤	保険料額⑥※1
所得割	円	円	円	円	円	円	円
均等割	円	円	円	円	円	円	円
減免額	円	円	円	円	円	円	円
徴収控除額	円	円	円	円	円	円	円
合計	円	円	円	円	円	円	円

※1 保険料額⑥は、所得割・均等割・減免額・徴収控除額のそれぞれについて、10円未満の端数を切り捨て、合算しています。
※2 基礎となる所得割額についてにより算出した金額を被保険者世帯で合算したものです。
※3 介護分は介護保険第2号被保険者(65～64歳の老人)にかかります。

世帯主氏名は、こちらをご確認ください。

番号（8桁）は、こちらをご確認ください。

1 被保険者氏名・保険料の計算対象となる月 (年度の期間にかかるものです。)

被 保 険 者 氏 名	保険料の計算対象となる月											
※当該年度の保険料が1か月以上かかっている人	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

2 保険料額の計算方法 (①～⑥はそれぞれ右の表に対応しています。)

保険料額⑥＝所得割額①＋均等割額②－減免額③－その他、産前産後割額④－減免額・徴収控除額⑤

※1 料率 医療分 介護分 介護分 (年度)

※2 年間保険料額が最高限度額の場合は、所得割額①＝保険料額⑥－均等割額②

均等割額②＝1人当たりの均等割額×被保険者数③

※1人当たり均等割額(年度) 医療分 円 介護分 円

3 暫定賦課

4月と5月の保険料額は前年度の年間保険料額を前年度の加入月数で割った金額(100円未満は切り捨て)です。(詳しくは裏面の「暫定賦課と本算定」をご覧ください。)

4 最高限度額 (年度)

保険料には最高限度額が定められており、1年間の保険料は次の金額が上限です。

医療分限度額 円

介護分限度額 円

介護分限度額 円

5 納期限

各月の末日(12月)にあっては、翌年の1月4日。ただし、これらの日が休日等(土、日曜日または祝日等)のときは次の休日等でない日。)

6 納入場所 (納付書にてお支払いいただく場合)

銀行などの金融機関、区役所、支所、市役所、名古屋市指定コンビニエンスストア

※この通知書ではお支払いできません。

7 歳入科目

(001) (002) (003) (004) (005)

国民健康保険 国民健康保険収入 保険料 国民健康保険料 国民健康保険料

年度の途中で被保険者数などの異動があった世帯は、加入月数に応じて保険料を計算します。